

# 兵庫県公報

令和7年3月25日 火曜日 第602号

発行人  
兵 庫 県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目 次

### 告 示

○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	2
○ 保安林の指定（治山課）	3
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産漁港課）	4
○ 漁船保険の付保義務の消滅（同）	5
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 平成23年兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）の一部、平成30年兵庫県告示第332号（土砂災害警戒区域の指定）及び令和2年兵庫県告示第1235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 平成20年兵庫県告示第917号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和2年兵庫県告示第401号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 平成30年兵庫県告示第353号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部、平成31年兵庫県告示第174号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部及び令和2年兵庫県告示第1249号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成29年兵庫県告示第84号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○ 平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18

○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（建築指導課） .....	19
○ 平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料） の一部改正（会計課） .....	19
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（東播磨県民局） .....	19
○ 同 上（同） .....	20
○ 同 上（同） .....	20
○ 同 上（同） .....	20
○ 同 上（同） .....	21
○ 同 上（同） .....	22
○ 同 上（同） .....	22
○ 同 上（同） .....	22
○ 同 上（同） .....	23
○ 同 上（同） .....	23
○ 同 上（同） .....	23
○ 同 上（同） .....	24
○ 同 上（同） .....	25
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター） .....	25

**公 告**

○ 落札者等の公示（川西こども家庭センター） .....	25
○ 同 上（農林水産部総務課） .....	26
○ 建築土法による処分（建築指導課） .....	26
○ 落札者等の公示（物品管理課） .....	27
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター） .....	27

**但馬海区漁業調整委員会公告**

○ 漁業法に基づく指示 .....	28
-------------------	----

**教育委員会告示**

○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定 .....	28
○ 兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定 .....	29
○ 登録有形文化財の登録 .....	29
○ 登録無形民俗文化財の登録 .....	30

**正 誤**

○ 平成28年3月29日付け兵庫県告示第351号中 .....	30
○ 令和6年1月23日付け兵庫県選挙管理委員会告示第4号中 .....	30

**告 示****兵庫県告示第203号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 (1) 調査を行った者の名称

南あわじ市

(2) 調査を行った期間

令和4年8月から令和6年3月まで

(3) 成果の名称

南あわじ市阿那賀11地区（阿那賀の一部）の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

南あわじ市阿那賀の一部

(5) 認証年月日

~~~~~

**兵庫県告示第207号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定により提出された義務付保同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

なお、保険に付すべき義務は、令和7年4月5日から発生する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

仮屋加入区

森加入区

~~~~~

**兵庫県告示第208号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年3月25日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年3月25日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 野 上 河 高 線	加西市小印南町字西50番1・51番から 同 市小印南町字西前76番まで	旧	4.0から 12.0まで	355.0	
		新	6.0から 12.0まで	355.0	

~~~~~

**兵庫県告示第209号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                  | 指 定 の 区 域      | 土砂災害の発生原因と<br>なる自然現象の種類 |
|----------------------|----------------|-------------------------|
| 岩宮(1)<br>(116010087) | 三木市岩宮（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊                 |

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第210号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菅生澗(1) (102030243)	姫路市夢前町菅生澗（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮置(2) (102030244)	姫路市夢前町宮置（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮置(3) (102030245)	姫路市夢前町宮置（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
又坂(3) (102030246)	姫路市夢前町又坂（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
峠谷(1) II (202030147)	姫路市夢前町神種（別図5のとおり）	土石流

（別図1から別図5までは省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

#### 兵庫県告示第211号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 斎 藤 元 彦

| 名 称                   | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 小島(5)<br>(110010385)  | 豊岡市小島（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 気比(3)<br>(110010386)  | 豊岡市気比（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 野上(2)<br>(110010387)  | 豊岡市野上（別図3のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 野上(3)<br>(110010388)  | 豊岡市野上（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 野上(4)<br>(110010389)  | 豊岡市野上（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 野上(5)<br>(110010390)  | 豊岡市野上（別図6のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 法花寺(2)<br>(110010391) | 豊岡市法花寺（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 山本(2)<br>(110010392)  | 豊岡市山本（別図8のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第212号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大内中(2) (126030065)	朝来市山東町大内（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第213号**

平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

蒲江II（114010026）の項中別図26を次の図面のとおり改める。

（次の図面）は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第214号**

平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

的場(1) I（131020035）の項中別図35を次の図面のとおり改める。

（次の図面）は省略し、兵庫県土木部砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第215号**

平成23年兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）の一部、平成30年兵庫県告示第332号（土砂災害警戒区域の指定）及び令和2年兵庫県告示第1235号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

護持(2) II（102030055）の項中別図55を次の図面のとおり改める。

又坂(1) III（102030057）の項中別図57を次の図面のとおり改める。

野尻 II（102030233）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

多田 II（102010454）の項中別図1を次の図面のとおり改める。

（次の図面）は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第216号**

平成20年兵庫県告示第917号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

若杉(10) II (123030024) の項中別図24を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第217号

令和2年兵庫県告示第401号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

夏梅(2)(急) I -2 (123030154) の項中別図8を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第218号

平成21年兵庫県告示第679号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

市島 I (124060052) の項中別図52を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成25年兵庫県告示第541号（土砂災害警戒区域の指定）について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                     | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 名谷町(1) I<br>(101060002) | 神戸市垂水区名谷町（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

~~~~~

#### 兵庫県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第212号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
古瀬畑II (102030076)	姫路市夢前町古瀬畑（別図76のとおり）	急傾斜地の崩壊

**兵庫県告示第221号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、平成23年兵庫県告示第372号（土砂災害警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
荒神山(1) I (202030229)	姫路市夢前町前之庄（別図153のとおり）	急傾斜地の崩壊
峠谷II (202030127)	姫路市夢前町野畑（別図230のとおり）	土石流

**兵庫県告示第222号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
菅生澗(1) (102030243)	姫路市夢前町菅生澗（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
宮置(2) (102030244)	姫路市夢前町宮置（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宮置(3) (102030245)	姫路市夢前町宮置（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
又坂(3) (102030246)	姫路市夢前町又坂（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

（別図1から別図4までは省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第223号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
小島(5) (110010385)	豊岡市小島(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
氣比(3) (110010386)	豊岡市氣比(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野上(2) (110010387)	豊岡市野上(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
野上(3) (110010388)	豊岡市野上(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
野上(4) (110010389)	豊岡市野上(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
野上(5) (110010390)	豊岡市野上(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
法花寺(2) (110010391)	豊岡市法花寺(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
山本(2) (110010392)	豊岡市山本(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                   | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 大内中(2)<br>(126030065) | 朝来市山東町大内(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |

(別図1は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 兵庫県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
徳尾(3) I (124060014)	丹波市市島町徳尾(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大杉(2) I (124060017)	丹波市市島町徳尾(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
大杉(3) I (124060018)	丹波市市島町徳尾(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
徳尾谷上(2) I (124060020)	丹波市市島町徳尾(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
徳尾(1) II (124060021)	丹波市市島町徳尾(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
徳尾谷上II (124060023)	丹波市市島町徳尾(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鴨阪(1) II (124060034)	丹波市市島町上鴨阪(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
乙河内 I (124060067)	丹波市市島町乙河内(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県土木部砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

### 兵庫県告示第226号

平成30年兵庫県告示第353号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部、平成31年兵庫県告示第174号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部及び令和2年兵庫県告示第1249号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

野尻II (102030233) の項中別図148を次の図面のとおり改める。

護持(2) II (102030055) の項中別図36を次の図面のとおり改める。

又坂(1) III (102030057) の項中別図37を次の図面のとおり改める。

多田II (102010454) の項中別図46を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第227号

平成29年兵庫県告示第84号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

破風(2) I (102020040) の項中別図3を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、中播磨県民センター姫路港管理事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第228号**

平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

中陰(1) I (110010053) の項中別図44を次の図面のとおり改める。

（次の図面）は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**兵庫県告示第229号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第541号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鈴蘭台東(8) I (101070515)	神戸市北区鈴蘭台東町3丁目（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
ひよどり台Ⅱ (101070567)	神戸市北区ひよどり台3丁目（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり

**兵庫県告示第230号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第432号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
六甲山(12) I (101020013)	神戸市灘区六甲山町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

**兵庫県告示第231号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第227号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鶴越筋 I (101030025)	神戸市兵庫区鶴越筋（別図22のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
清水(1) I (101030026)	神戸市兵庫区清水町（別図23のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
清水(2) I (101030027)	神戸市兵庫区清水町（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第1126号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                     | 指定を解除する区域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 萩乃(2) I<br>(101040034)  | 神戸市長田区萩乃町3丁目（別図13のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 高東町(8) I<br>(101040068) | 神戸市長田区高東町3丁目（別図26のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図26のとおり                      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第233号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和3年兵庫県告示第380号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
舞子台(3) I (101060188)	神戸市垂水区舞子台4丁目（別図83のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第234号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                     | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 長尾台(4) I<br>(115000095) | 宝塚市長尾台一丁目（別図24のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図24のとおり                      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第235号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第92号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
月見山(5) I (115000150)	宝塚市月見山二丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
紅葉ヶ丘 I (115000156)	宝塚市紅葉ヶ丘（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第236号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第543号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                   | 指定を解除する区域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 藍本東谷 I<br>(220000004) | 三田市藍本（別図43のとおり） | 土石流                 | 別図43のとおり                      |
| 丸岡谷 II<br>(220000008) | 三田市藍本（別図45のとおり） | 土石流                 | 別図45のとおり                      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第237号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第163号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を

解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木津(2) I (130000095)	川辺郡猪名川町木津（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第238号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第88号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                  | 指定を解除する区域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|
| 落古谷 I<br>(214010021) | 西脇市落方町（別図22のとおり） | 土石流                 | 別図22のとおり                      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第239号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第353号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
荒神山(1) I (102030229)	姫路市夢前町前之庄（別図146のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第240号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第174号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                   | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 古瀬畑川 I<br>(202030001) | 姫路市夢前町古瀬畑（別図53のとおり） | 土石流                 | 別図53のとおり                      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第241号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第367号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
白山 I (235000010)	神崎郡市川町上牛尾（別図39のとおり）	土石流	別図39のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第242号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第359号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                       | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 入佐川左支渓第二 I<br>(210050020) | 豊岡市出石町宮内（別図51のとおり） | 土石流                 | 別図51のとおり                      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第243号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第177号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
太田川左支渓第3 I (210060146)	豊岡市但東町中山（別図77のとおり）	土石流	別図77のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第244号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第234号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                     | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 桃島(1) II<br>(110020036) | 豊岡市城崎町桃島（別図45のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図45のとおり                      |

~~~~~

#### 兵庫県告示第245号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和2年兵庫県告示第236号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三原南谷II (210060106)	豊岡市但東町三原（別図90のとおり）	土石流	別図90のとおり

~~~~~

#### 兵庫県告示第246号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1023号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| 名 称                    | 指定を解除する区域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| ササンベ川 I<br>(241020073) | 美方郡新温泉町熊谷（別図203のとおり） | 土石流                 | 別図203のとおり                     |

~~~~~

### 兵庫県告示第247号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり処分した旨神戸県民センター長から報告があった。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 被処分者

商号又は名称 有限会社A n o t h e r G a t e O p e n e r

代表者氏名 今村 洋

事務所所在地 神戸市中央区北長狭通三丁目1番4号ツタニビル4階402号室

免許証番号 兵庫県知事（5）第401122号

免許年月日 令和2年11月9日

2 処分の内容

令和7年3月27日から4月10日までの15日間の業務停止

3 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

~~~~~

### 兵庫県告示第248号

平成21年兵庫県告示第427号の3（収入証紙条例施行規則に規定するその他の証明手数料）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月25日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

本文中17を次のように改める。

17 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知に関すること及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けていること。

~~~~~

### 兵庫県告示第249号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和7年3月25日

兵庫県東播磨県民局長 野 北 浩 三

1 指定する貯水施設の所在地

明石市大久保町松陰字川池385—1

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
松陰水利組合	明石市大久保町松陰149	木 下 和 憲

3 指定する理由

種 別	文化財の名称	数量	所在地	所有者 (管理団体)
登録有形文化財	建造物 大年神社本殿、幣殿、拝殿	1棟	加西市北条町北条970番地	宗教法人大年神社 (南町区)

~~~~~

#### 兵庫県教育委員会告示第7号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第30条の2第1項の規定により、令和7年3月6日付で次のものを文化財登録原簿に登録した。

令和7年3月25日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種 別           | 文化財の名称     | 所在地    | 保存関係者         |
|---------------|------------|--------|---------------|
| 文化財<br>登録無形民俗 | 国安天満神社の秋祭り | 加古郡稻美町 | 国安天満神社、氏子12地区 |

#### 正 誤

○平成28年3月29日付け（兵庫県公報第2785号）

兵庫県告示第351号（土砂災害特別警戒区域の指定）で縦覧に供している別図19中

| (ページ)     | (行) | (誤)     | (正)     |
|-----------|-----|---------|---------|
| 別図19(1/3) | 箇所名 | 滝谷川南川 I | 滝谷川南谷 I |
| 別図19(2/3) | 箇所名 | 滝谷川南川 I | 滝谷川南谷 I |
| 別図19(3/3) | 溪流名 | 滝谷川南川 I | 滝谷川南谷 I |

~~~~~

○令和6年1月23日付け（兵庫県公報第483号）

兵庫県選挙管理委員会告示第4号（1政治団体の設立の届出(2)その他の政治団体）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
18	下から27	堀井健智	掘井健智
18	下から27	堀井純子	掘井純子